

A-15 内用薬の人工着色料調査

ノートルダム女大 ○木原和子 山口三郎

目的 医薬品には識別を容易にするためと製品を美化し服用し易くするために人工着色したものが多く、しかし摂取するのが病人でありまた長期間服用を続ける場合も多いため、使用する人工着色料の選択はその安全性を十分に考慮して行なわれねばならない。すでに1966年京都薬科大の藤川教授らにより市販製剤のタール色素使用状況調査が行なわれているが、当時厚生省令で使用を許可されていた22品目のタール色素はその後削除が重ねられ現在では11品目となっているので今回同様の調査を行なった。

方法 試料は昭和49年7月～50年6月の1年間に、京都市および大津市の病院、医院、薬局で入手した着色内用薬252件(325検体)。内訳は錠剤139件(141検体)、カプセル剤80件(151検体)、シロップ剤23件(23検体)、散・顆粒剤10件(10検体)である。試験方法は厚生省食品衛生検査指針所定の方法に従った。

結果 全検体325件中その85.5%に当たる278件よりタール色素を検出した。剤型別の検出率は錠剤が95.5%で最も高く次いでカプセル剤の80.1%、シロップ剤78.3%、散・顆粒剤50.0%であった。検出色素の種類は10品目でいずれも許可色素であった。検出された色素スポットの総数は419個でありその内訳は、R2(50個)、R3(20)、R102(14)、R105(16)、R106(8)、Y4(163)、Y5(85)、G3(4)、B1(47)、B2(12)であった。色素の配合状況は単品目使用が57.2%で最も多く、2品目混合使用は36.0%、3品目混合使用は6.1%であり更に4品目混合および5品目混合使用が各0.4%見られた。試料の外観色は黄、橙、朱～赤などが多く、これは食品の着色に好んで用いられる色と一致するものであった。